

蕨市下水道条例の一部を改正する条例

蕨市下水道条例（昭和 5 2 年蕨市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「市に」を「埼玉県内の市町村及び一部事務組合に」に、「が専属する」を「を営業所ごとに選任している」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第 8 条の 3 第 1 項第 1 0 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

蕨 市 長 頼 高 英 雄